

岡崎市監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和6年4月25日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

社会文化部 文化振興課、スポーツ振興課（体育館）、多様性社会推進課、
生涯学習課（市民センター）、中央図書館、
美術博物館（地域文化広場、美術館）

3 監査の実施期間

令和5年9月26日～令和6年4月25日

4 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

スポーツ振興課

中央総合公園の指定管理業務において、体育館及び武道館の利用承認をする場合に、入場料金を徴しない営利を目的とした展示販売会等を入場料金に類するものを徴しているとして、入場料金を徴する場合の利用料金区分を適用していた。この取扱いは、中央総合公園スポーツ施設条例との整合性に疑義があるため、同条例の見直しも含め、適正な対応を検討されたい。

生涯学習課

1 現金出納事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) コイン式複写機の資料複写料収入及び私用電話料収入について、年度末に現金の回収を実施しておらず、翌年度の歳入として処理したと思料される収入があった。

なお、本件については前回定例監査においても同様の指摘をしているが改善されていないため、適正な現金出納事務の周知を図り、今後同様の不備がないよう徹底されたい。

(2) 図録等売払い収入等について、収納した現金を事務室内の金庫に保管したまま、速やかに指定金融機関に払い込んでいないものがあった。

2 契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 1件の予定価格が5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。

(2) 2者以上の者からの見積書の徴取が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみから見積書により随意契約を行っているものがあった。

市民センター

1 市民センター有料施設利用承認に係る事務について、使用料の算定誤りがあったため、市民センター条例に準拠した適正な処理をされたい。

2 市民センター使用料等の現金出納事務について、釣銭が不足する場合に私金を使用していた。公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

中央図書館

中央図書館等資料貸出返却業務等委託契約において、次のとおり不備な点が見受けられたため、再発防止に向けた対策を講じるとともに、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 個人情報取扱特記事項に規定された秘密保持に関する誓約書について、契約期間中に従事者の変更、増員等により新たに従事者となった者等から受注者へ提出されていなかった。
- (2) 個人情報が記載された貸出図書予約個票を受注者が紛失した事例があった。また、関係課等への報告が必要であるにもかかわらず、速やかに報告されていなかった。